

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名	復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
見直し項目名	帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	【現行制度の概要】 原子力災害により避難指示が出されていた区域や特定復興再生拠点区域において、空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図るため、帰還・移住等環境整備推進法人が行う公共施設（公園、広場、集会施設、休憩施設等）の整備又は土地の集約化のために、当該法人に土地等を譲渡した場合等に、当該土地等に係る地方税についての特例措置を講じている。 【見直しの内容】 以下の特例措置について廃止する。 ○個人住民税 ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、公共施設の整備のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を特別控除 ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について税率を軽減（本則5.0%→特例4.0%） ○法人住民税 ・帰還・移住等環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合、法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか追加課税される特別税率の適用除外 ○不動産取得税 ・帰還・移住等環境整備推進法人が、公共施設の整備のために、当該公共施設の用に供する土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準の1/5を控除 ○固定資産税・都市計画税 ・帰還・移住等環境整備推進法人が、公共施設の整備のために、土地等を取得し、又は無償で管理の委託を受けた場合、当該土地等に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を1/3に軽減 ※国税（所得税、法人税）の特例廃止に伴い、連動する個人住民税、法人住民税、事業税の特例措置についても廃止する。		
関係条文	地方税法附則第11条第14項、第15条第33項、第34条の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6、第18条の10 租税特別措置法第31条の2第2項、第34条の2第2項、第62条の3第4項、第65条の4第1項		
増収見込額	[平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	現在、福島復興再生特別措置法に基づき地方公共団体からの指定を受けた帰還・移住等環境整備推進法人は、大熊町及び双葉町における2法人であるところ、両法人による本特例措置の適用実績はなく、今後も適用が見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。		